

星田北・茄子作南地区地区計画(地区整備計画)概要

地 区 計 画		星田北・茄子作南地区地区計画
地区整備計画により追加される建築物等に関する制限	建築物等の用途	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 法別表第2(を)項第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げるもの</p> <p>(2) 法別表第2(わ)項第2号、第3号及び第8号に掲げるもの</p>
	緑化率の最低限度	20%
	かき、さくの構造	<p>道路に面する側に、かき又はさくを設ける場合は、生垣若しくは透視可能なものとする。</p> <p>ただし、道路境界線までの距離を1m以上とし、道路沿いに幅1m以上の植栽帯を施す場合はこの限りではない。</p> <p>なお、植栽帯については中高木の植樹に努めるものとする。</p>

都市計画決定 平成28年3月30日

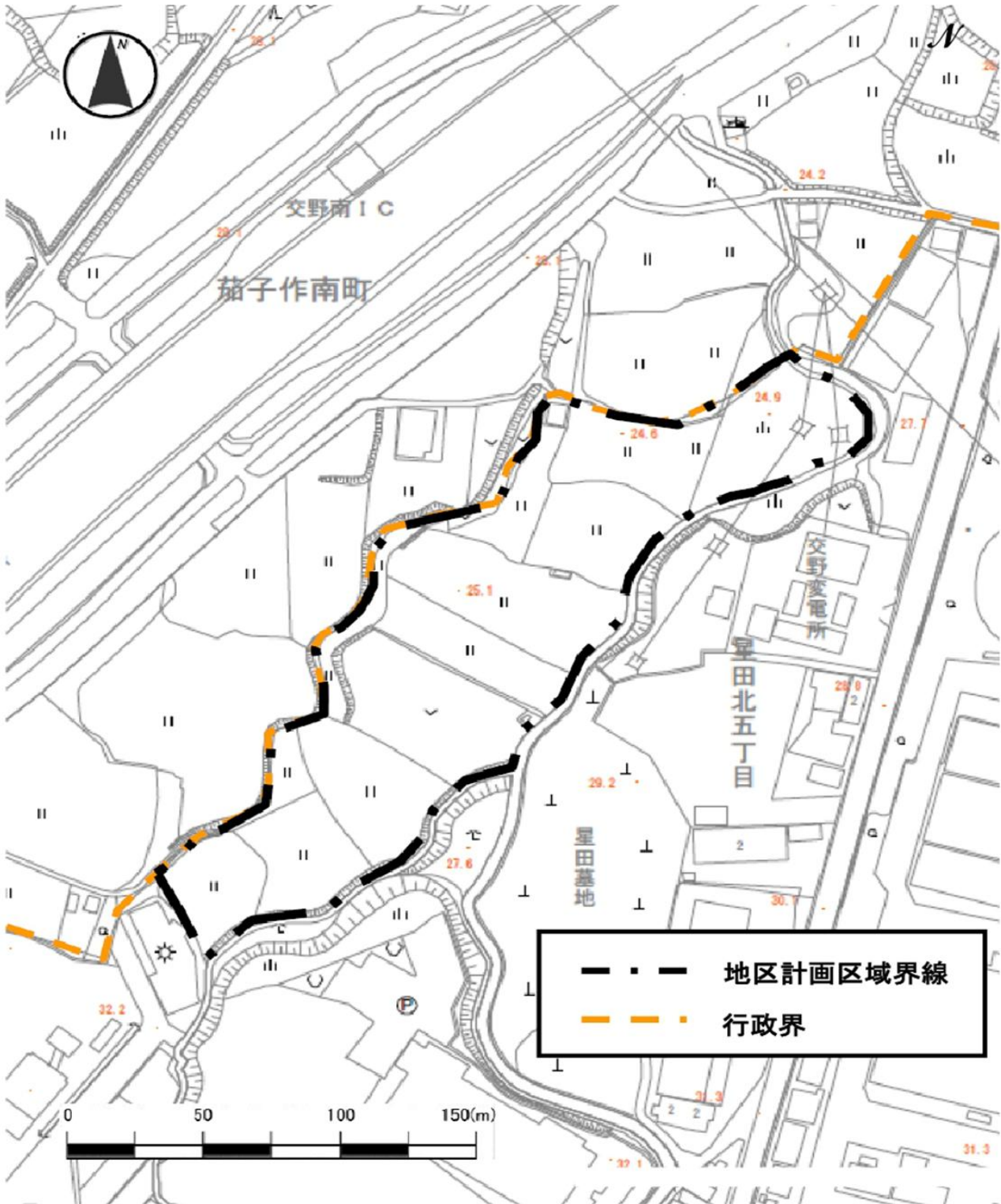
建築条例施行 平成28年3月31日

改正条例

平成30年4月 1日

※ この表中、「法」とあるのは、建築基準法を指します。

星田北・茄子作南地区地区計画区域概要図



※地区計画区域と地区整備計画区域は同一区域です。

これは、地区計画区域、を表示したものです。制限内容、区域界及び地区施設の配置等の詳細については担当課にて確認して下さい。